## 競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号)(株)石丸組 (所 在 地)福岡市東区八田3丁目20-16 (代 表 者)代表取締役 石丸 巖 (本市登録)登録業種:工事(建築D) 業者番号:1985
措置内容	令和5年1月18日から2カ月間の競争入札参加停止(令和5年3月17日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第4号イ(契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件 名 城南区役所非常用発電設備更新建築工事 (2) 入 札 日 令和5年1月10日 (3) 決 定 金 額 16,500,000円(税込) (4) 契約担当課 財政局財政部契約課  2 経緯 当該案件は、指名競争入札を行い、上記業者を相手方として決定していたが、有効期限内の経営規模等評価結果通知書を提出できなかったため、契約締結にいたらなかったもの。

問い合わせ先:財政局財政部契約監理課 小池

TEL 711-4306 (内 1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1 事故等に基づく措置基準 (契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
  - ア 正当な理由のない履行遅滞 イ 正当な理由がなく契約を締結しないとき

イ 正当な埋田かなく契約を締結しないとさ

・1ヵ月以上4ヵ月以内

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当